

事務連絡
令和6年12月11日

510けいしろう会
代表 丸 田 敬 章 様

審理員 大 賀 義 信



蓮 本 光 之



角 野 隆



弁明書の送付及び反論書等の提出等について

1. 弁明書の送付について

令和6年11月19日に貴殿から提出された、五島市議会議長が行った五島市政
治倫理条例に基づく審査請求に関する処分(6五議第515号)に対する審査請求
(事件番号令和6年度第1号)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。
以下「同法」という。)第29 条第5項の規定により、別添のとおり弁明書(副本)を送
付します。

2. 反論書等の提出について

同法第30 条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載し
た書面(反論書)を提出する場合には令和6年12月24日までに、同法第32 条第1
項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和6年12月24日まで
に、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、同法第38 条第1項に基づき、他の審査
請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又
は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を
付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審理員の判断が、貴殿の意見と異
なる場合があることを御承知おきください。

3. 口頭意見陳述の申立てについて

2. のほか、同法第31 条第1項の規定により、口頭による意見陳述を希望される
場合には、「口頭意見陳述申立書」及び補佐人帯同許可申請書(補佐人の帯同を

御希望の場合のみ)に御記入の上、令和6年12月24日までに、提出してください。ただし、貴殿の所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことを御承知おきください。

なお、意見陳述には参加人及び処分庁が同席し、処分庁に対して質問を行うことができます。質問事項がある場合には、「口頭意見陳述申立書」と併せて提出いただけますと幸いです。

4. 提出書類等の閲覧等について

同法第38 条第1項の規定により、審理手続が終結するまでの間、参加人及び処分庁等から提出された書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます。現在、提出された書類等は以下のとおりとなっております。閲覧又は写しの交付を希望される場合には、「提出書類等閲覧等請求書」に御記入の上、令和6年12月24日までに、提出してください。ただし、請求された書類等に第三者の個人識別情報が含まれている場合等においては、審理員の判断により、請求が認められない場合があることを御承知おきください。



弁 明 書

事件番号 令和 6 年度 第 1 号
文書番号 6 五 議 第 6 7 2 号
提 出 日 令和 6 年 1 2 月 1 0 日

審理員 大 賀 義 信 様

蓮 本 光 之 様

角 野 隆 様

処分庁 五島市議会議長

木 口 利 光



審査請求人 510けいしょう会 代表 丸田 敬章が令和 6 年 1 1 月 1 9
日に審査請求を行った、五島市議会政治倫理条例第 7 条に基づく申請却下処分
について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 9 条第 2 項による
審理員の求めに対して、下記のとおり弁明書を提出します。

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求は棄却されることが適当であると考えます。

第2 処分内容及び理由等

1 関係法令の定め（本件処分に係る根拠法令等）

五島市議会政治倫理条例に基づく施行規程第7条第2項第2号による

処分

2 処分内容及び理由

（1） 請求の概要

山田洋子議員には不貞行為の存在が認められ、これは五島市議会政治倫理条例第4条第1項第1号に該当するものであり、請求人の請求に基づき政治倫理審査会による審査がされるべきである。

（2） 処分庁の判断（理由）

請求人の主張する山田洋子議員の非違行為は、その真偽に拘わらず、議員としての職務と関係のない私的行為といえ条例第4条第1項第1号に該当するものではない。

（3） 処分の内容

施行規定第7条第2項第2号に規定する却下処分。

第3 処分庁からの補足

請求人より提出されている令和6年11月22日付「処分についての審査請求書への追記補正」と題する文書にて、請求人の主張の追加がされていますが、このLINEの記載の真偽に拘わらず、市議会議員の職務への関連性は認められないため、結論に変更はありません。

第4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はありません。

第5 関連する事実及び経緯

処分に至るまでの経緯

① 令和6年 9月13日 510けいしょう会 代表 丸田 敬章

によって審査の請求書の提出があった。

② 令和6年 9月20日 請求人に対する聞き取りを行った。

③ 令和6年10月 8日 (6五議第515号) 本件処分を行った。

第6 添付文書

①政治倫理条例議案上程時議会運営委員長説明原稿

②議員政治倫理条例の検討(立命館大学法学部教授)

③立川市議会政治倫理条例 逐条解説

④政治倫理条例の作り方